

国民保護に関する業務計画

平成 19 年 4 月 1 日制定

令和元年 6 月 14 日改訂

一般社団法人茨城県バス協会

目 次

第1章 総則	2
第1節 計画の目的	2
第2節 基本方針	2
第3節 用語の定義	3
第2章 平素からの備え	5
第1節 活動体制の整備	5
第2節 関係機関との連携	6
第3節 旅客等への情報提供の備え	6
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	6
第5節 管理する施設等に関する備え	6
第6節 運送に関する備え	7
第7節 備蓄	7
第8節 訓練の実施	7
第3章 武力攻撃事態等への対処	7
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	7
第2節 活動体制の確立	8
第3節 安全の確保	9
第4節 関係機関との連携	9
第5節 旅客等への情報提供	9
第6節 警報の伝達	9
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	9
第8節 運送の確保	10
第9節 避難・救援に関する支援	10
第10節 安否情報の収集	10
第11節 会員の応急の復旧	11
第4章 緊急対処事態への対処	11
第1節 活動体制の確立	11
第2節 緊急対処保護措置の実施	12
第5章 計画の適切な実施	12

第1章 総則

第1節 計画の目的

- この目的は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、一般社団法人茨城県バス協会（以下「バス協会」という。）は一般社団法人茨城県バス協会会員（以下「会員」という。）と連携協力し、会員の業務にかかる武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護の為の措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

- 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令（有事法制及び関係政省令等をいう。以下同じ。）、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。
- 国民保護の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本方針及びこの計画に基づき、会員と連携協力して会員の業務に係る国民保護措置を総合的に実施するものとし、次の点に留意するものとする。

（県民に対する情報提供）

- インターネット等の広報手段を活用して、県民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

（関係機関との連携の確保）

- 国民保護措置に関し、平素から国、県、市町村及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）との連携体制の整備に努めるものとする。

（国民保護措置の実施に関する自主的判断）

- 国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国、県、及び市町村から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

また、判断した結果を県及び市町村（以下「県等」という。）に連絡するよう努

めるものとする。

(安全の確保)

- 国民保護措置を実施するに当たっては、国、県及び市町村の協力を得つつ、国民保護措置を実施する会員の職員ほか、会員の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法上の的確な実施)

- 国民保護の措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対して優先して救命、避難等を行うよう努めるものとする。
- 特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施（赤十字活動、外国人の安否情報の収集等）を確保するものとする。

(茨城県国民保護対策本部長の総合調整)

- 茨城県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による避難住民、緊急物資等の運送にかかる総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。
- 県対策本部長より避難住民の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第3節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

(1) 武力攻撃

わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃の行われる地域、攻撃の態様等も様々である。県国民保護計画においては、次の4種類が想定される。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(2) 武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(3) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火災、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または、物的災害をいう。

(6) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することにより国民の生命、及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

基本指針においては以下に掲げる事態例が対象として想定される。

① 攻撃対象施設による分類

ア. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム破壊

イ. 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

② 攻撃手段による分類

ア. 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

イ. 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

(7) 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの期間、指定(地方)行政機関地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づき実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号に掲げる措置については対処基本方針が廃止された後のものを含む)をいう。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

（バス協会国民保護連絡調整会議の設置）

- バス協会の会員の業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務について会員相互の連絡及び調整を図るとともに円滑な実施を期するために連絡調整組織として、必要に応じてバス協会にバス協会国民保護連絡調整会議（以下「会員連絡調整会議」という。）を設置するものとする。
- 会員連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

（情報連絡体制の整備）

（1）情報収集及び連絡体制の整備

- 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。
- 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においてもバス協会及び会員における組織内及び相互の連絡を確実に行なえるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

（2）通信体制の整備

- 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、必要な通信体制（電話、ファクス、携帯電話）を整備するよう努めるものとする。
- 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するよう努めるものとする。

（緊急参集体制及び活動体制の整備）

- 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためのバス協会における必要な体制を迅速に確立するため、関係役職員の緊急参集時についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するよう努めるものとする。
必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、職員または職員の家族の被害

等により職員の参集が困難な場合も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定めるよう努めるものとする。

- 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努めるものとする。
- 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する整備に努めるものとする。
- 防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄または調達体制の整備等に努めるものとする。

(特殊標章の交付等)

- 茨城県知事（以下「県知事」という。）が平時より特殊標章等の交付等を行う場合には、県知事に対して使用の許可を申請し、適切に管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

- 平素から関係省庁、県、市町村、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 旅客等への情報提供の備え

- 武力攻撃事態等において、運行状況等の情報を、構内放送、会員等のホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 情報提供の体制の整備にあたっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要請するものに対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報または避難措置の指示等の伝達体制の整備

- 県知事から避難の指示の通知を受けた場合において、伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項の整備に努めるものとする。

第5節 管理する施設等に関する備え

- 会員は、管理する施設等について、武力攻撃事態等において避難者及び帰宅者の集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を計るための体制の整備に努

めるものとする。

- 武力攻撃事態等において、会員は管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 会員が管理する施設が県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民等の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第6節 運送に関する備え

- 県等が、避難住民等の運送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、県等との協定の締結など必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 会員は、武力攻撃事態等発生時に人員の緊急輸送が円滑に実施されるよう、県等と連携しつつ、これらの緊急輸送にかかわる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関との協力体制の構築（振替輸送等）に努めるものとする。

第7節 備蓄

- 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

第8節 訓練の実施

- 平素より、バス協会は、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう訓練の実施に努めるとともに、県等が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する訓練については、これらを実施する際に、相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部への対応

- 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、茨城県に茨城県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が

設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

- 県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、会員に迅速にその旨を周知するよう努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

（バス協会国民保護措置対策本部の設置等）

（1）バス協会国民保護措置対策本部の設置

- 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、バス協会国民保護措置対策本部（以下「バス協会対策本部」という。）を設置する。
- バス協会対策本部は、国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会員での共有、広報その他必要な総括業務を実施するよう努めるものとする。
- バス協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。
- この計画に定めるもののほか、バス協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

（2）各会員国民保護対策本部の設置

- 各会員は、バス協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、バス協会対策本部に準じた組織（以下「会員対策本部」という。）を設置するものとする。
- 各会員は、会員対策本部を設置したときは、バス協会対策本部に連絡するものとする。

（緊急参集の実施）

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

（情報連絡体制の確保）

（1）情報収集及び報告

- バス協会対策本部は、会員が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、必要に応じ、茨城県に報告するものとする。
- バス協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会員での共有を行うものとする。

（2）通信体制の確保

- 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行

うとともに、連絡の為に必要な手段(インターネット等)を確保するよう努力するものとする。

- 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信システムの応急復旧のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 安全の確保

- 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県及び市町村から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、会員の職員のほか、会員が実施する国民保護措置に従事するものの安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 国民保護措置を安全に実施するため、県知事の許可に基づき、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

- 関係省庁、県、市町村、指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第5節 旅客等への情報提供

- 運行状況等の情報を構内放送、会員ホームページ等を活用して、旅客等に対して適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の伝達

- 県知事より通知を受けた場合には、別に定めるところにより、会員へ迅速かつ確実な伝達を行うとともに、会員は施設利用者への伝達に努めるものとする。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

- 茨城県の指導等により会員が管理する施設について、安全の確保に充分配慮の上、巡回、警備員配置の強化など安全確保のため措置を講ずるよう努めるものとする。
- 会員が管理する施設等について、施設利用者や旅客の誘導が必要になった場合には、的確かつ迅速な判断により災害や事故への対応に準じて、これらのものの適切な誘導に努めるものとする。

第8節 運送の確保

（避難住民等の運送）

- 県知事から避難指示の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、会員へ迅速かつ確実な伝達を行うものとする。
 - 茨城県により避難の指示が行われる場合には、茨城県と緊密に連絡を行い、必要に応じて、県知事より避難住民等の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民等の迅速な運送に必要な体制を整えるものとする。
 - 市町村より避難実施要領の通知があった場合には、会員内における共有を行うほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努めるものとする。
 - 県知事又は市町村長（以下「県知事等」という。）より避難住民等の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行うものとする。
 - 避難住民等の運送の実施に当たっては、当該運送の求めを行った者より提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事するものに危険が及ぶことのないよう安全の確保に十部分配慮するよう努めるものとする。
- また、気象条件等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者（会員）が判断して安全確保のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（運送の維持）

- 会員は運送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力自体攻撃等においても旅客を適切に運送する為に必要な措置を講ずるものとする。
- 会員は運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、茨城県など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、茨城県など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関等と連携し、代替輸送の確保に努めるものとする。

第9節 避難・救援に関する支援

- 会員が管理する施設であって、あらかじめ県知事より避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10節 安否情報の収集

- 県等が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、県等の行う安否情報の収集に協力するよう努

めるものとする。

- 県等の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第 1 1 節 会員の応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保について把握した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。
- 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努めるものとする。
- 応急の復旧に必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。
- バス協会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を茨城県に報告するものとする。

第 4 章 緊急対応事態への対応

第 1 節 活動体制の確立

(バス協会緊急対応事態対策本部の設置)

- 茨城県緊急対応事態対策本部（以下「県緊急対応事態対策本部」という。）が設置された場合には、被災状況に応じて、茨城県バス協会緊急対応事態対策本部（以下「バス協会緊急対応事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- バス協会緊急対応事態対策本部は、協会内における緊急対応保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施するものとする。
- バス協会緊急対応事態対策本部は、緊急対応事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- バス協会緊急対応事態対策本部を設置したときは、県緊急対応事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- この計画に定めるもののほか、バス協会緊急対応事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(会員緊急対処事態対策本部の設置)

- 各会員はバス協会緊急対処事態対策本部が設置された場合には、必要に応じ、バス協会緊急対処事態対策本部に準じた組織(以下「会員緊急対処事態対策本部」という。)を設置するものとする。
- 各会員は、会員緊急対処事態対策本部を設置したときは、その旨をバス協会緊急対処事態対策本部に報告するものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び状況方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに従って行うものとする。

第5章 計画の適切な見直し

- 適時にこの計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。
- この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事するもの等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるように努めるものとする。
- この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

附 則

本計画は、平成19年4月1日から実施する。

令和元年6月14日、一般社団法人茨城県バス協会設立に伴い一部改正。